

広報第122号
令和7年5月1日発行

月光川



月光川河口から望む鳥海山



発行所 月光川土地改良区
責任者 理事長 石垣敏勝
遊佐町遊佐字京田36番地
☎ 代72-3131 FAX72-3142
gakkogawa@sanae.or.jp
HP. <https://gakkogawa.jp/>



ホームページアドレスが変更になりました。



令和6年度通常総代会開催 全議案原案通り可決

令和6年度通常総代会が、去る3月17日に庄内みどり農協遊佐支店を会場に開催されました。

総代定数40名中34名が出席。議長には第1選挙区の高橋正樹総代が選出され、提案された報告案件一件、

承認案件一件、議決案件十三件について慎重な審議が行われ、全議案が原案の通り承認、可決されました。

また、任期満了による役員総選挙が行われ、理事及び監事とも選挙すべき役員数と立候補者数が同数であったため、投票は行われませんでした。選挙会において立候補者全員の当選が決定され、総代会に対し選挙管理者の齋藤誠喜総代から



就任にあたって

理事長 石垣 敏勝

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の事業運営について、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の任期満了に伴う役員選挙において、引き続き理事長に就任致しました。誠心誠意努力して参りますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

さて、当土地改良区の総代選挙が行われ、無投票により40名の新総代が当選さ

れました。これから4年間の任期となりますが、今後の土地改良区運営にご指導を賜ります様、お願い申し上げます。

また、私事ではありますが、北庄内支部の推薦を受け山形県土地改良事業団体連合会の理事に就任致しました。県内の土地改良事業推進に努力してまいる所存です。

当管内の農地整備事業は、今年度大楯地区が換地処分となり、杉沢前田、当山、畑、野沢、岩野地区で順調に工事を進めております。上戸

地区も新規採択となり、全ての地区の事業完了に向けて推進して参ります。

災害で被災した下野沢揚水機場が整備完了となりました。近年の異常気象に対して万全な用水対応ができる様、計画的に維持管理工事を実施しますので、ご協力をお願い申し上げます。

今後とも業務の効率化を図り、組合員負担の軽減に努め、土地改良事業が順調に進む様、努力して参りますので、組合員の皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。



当選人の報告がありました。

総代からの質問



各管理委員会交付金の増額を要望します。各地区に入る交付金は、その地区の財源であり、活動資金となっており、5年前から同じ金額になっています。

物価も高騰していますので、検討をお願いします。

(石垣嘉一総代)

(答弁)

管理委員会交付金については、令和7年度に各地区の用排水調整委員会で検討していただきます。増額すると決まった場合は、令和8年度からの予算措置となります。

(事務局)

只今の質問に関連して私から一言申し上げます。交付金については、なるべく早く各地区の用排水調整委員会で検討したいと思っております。

また、今回の役員改選で初めて女性理事が就任しております。今後とも役員一同よろしくお願い致します。

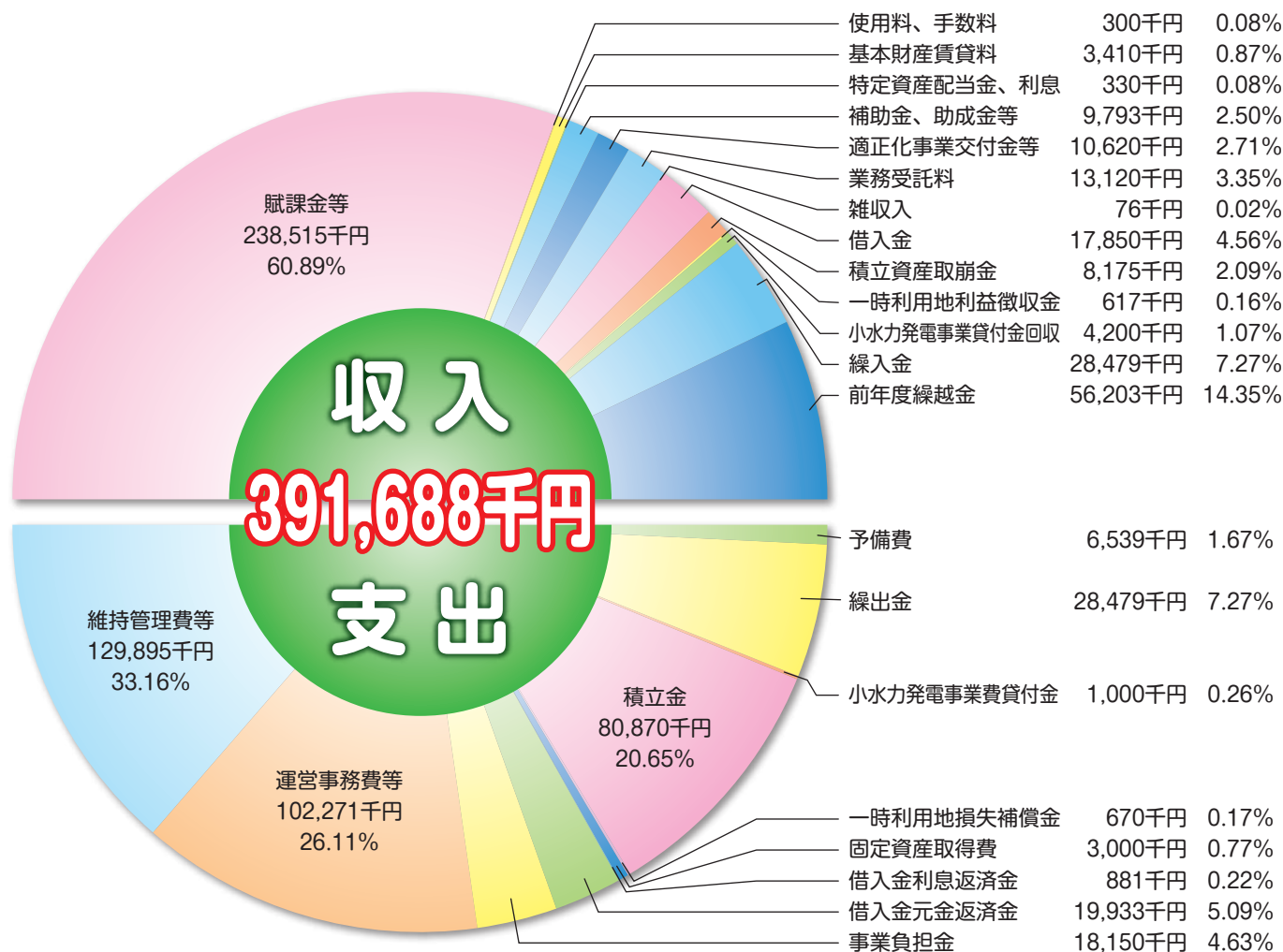
事業については、中山間地域の基盤整備事業を行っており、令和6年度補正予算として10億円が追加配分となりました。今後、理事会で検討しながらではあります。私の考えとして、左岸地区から順に地下排水事業を行いたいと考えています。出来るだけ早い段階で事業着手出来るよう、県の方と協議等を行っていきたいと考えています。

(理事長)

令和7年度 予算の概要

一般会計

令和7年3月17日開催 通常総代会議決



(単位：千円)

事業地区名	収支予算額
一般会計	203,695
月光川地区事業会計	59,906
月光川左岸地区事業会計	22,015
月光川右岸地区・上流地区事業会計	11,110
高瀬川地区・洗沢川地区事業会計	17,252
月光川下流地区事業会計	22,324
たら林地区事業会計	2,278

事業地区名	収支予算額
県営杉沢前田地区ほ場整備事業会計	4,926
県営当山・畑地区ほ場整備事業会計	21,036
県営大楯地区ほ場整備事業会計	4,725
県営野沢地区水利施設整備事業会計	3,746
県営岩野地区水利施設整備事業会計	15,699
中山間地区事業会計	2,976
計	391,688

特別会計

(単位：千円)

会計名	収支予算額
小水力発電事業会計	13,010

総代の紹介

任期 7・3・3から
11・3・2まで

第一選挙区

八日町
高橋 宏幸六日町
大谷 光橘上長橋
高橋 正樹平津
榊原 藤広杉沢南
伊藤 富雄増穂
本間 賢下藤崎一
今野 主良西谷地
伊藤 敏哉服部
石垣 万寿博大井
土門 清大樋
齋藤 誠喜野沢上
高橋 甚平袋地
白崎 靖岩野
菅原 亮藤井
阿部 浩

第二選挙区

出戸
池田 勇一江地
石垣 雅春中吉出
小松 正志上吉出
池田 秋夫京田新田
村上 徳義京田
阿部 俊雄野沢下
佐藤 清一野沢中
齋藤 悦郎丸子
佐藤 秀昭富岡
小田原 慶三北宮田
石垣 嘉一東宮田
石垣 久悦楸島
今井 茂漆曾根
今野 龍治

第三選挙区

下当
菅原 貢下当上
佐藤 重行丸子
小見山 誠北目
高橋 逸亮上戸
金野 孝悦箕輪
石垣 正則落伏
鈴木 寿一菅野
本間 清悦升川
鈴木 喜一郎中山
菅原 誠山崎
高橋 譲

新執行体制

総 代 会

任期 令和7年4月10日
～令和11年4月9日

理 事 会	総務課 担当理事		理事長 石 垣 敏 勝	
		副理事長 榊 原 一 男 総務企画係理事		会計係理事 高 橋 昭 二
工務課 担当理事			工事係理事 村 上 匡	
			管理係理事 堀 秀 徳	
			工事係理事 真 嶋 慎 一	管理係理事 佐 藤 久 美
監 事 会			総括監事 真 嶋 一	
			監事 菅 原 雄 蔵	
				監事 本 間 清 悦

総務委員会

委員長	榊原 一男
委員	高橋 宏幸
委員	石垣 万寿博
委員	今野 主良
委員	石垣 雅春
委員	池田 勇一
委員	阿部 浩一
委員	白崎 靖平
委員	高橋 悦郎
委員	齋藤 正志
委員	小松 久悦
委員	石垣 秀昭
委員	菅原 貢誠
委員	菅原 誠一
委員	鈴木 喜一郎
委員	鈴木 寿一

※副委員長は第1回委員会で互選されます。

事業委員会

委員長	村上 匡
委員	真嶋 慎一
委員	伊藤 富雄
委員	榊原 藤広
委員	齋藤 誠喜
委員	土門 清哉
委員	伊藤 敏哉
委員	菅原 亮一
委員	佐藤 清一
委員	阿部 俊雄
委員	池田 秋夫
委員	今野 龍治
委員	今井 茂一
委員	石垣 嘉一
委員	高橋 逸亮
委員	小見山 誠
委員	金野 孝悦
委員	高橋 重行

用排水調整委員会

左岸地区

委員長	真嶋 慎一
委員	一男 久美
委員	榊原 藤広
委員	佐藤 正樹
委員	高橋 宏幸
委員	大谷 光橋
委員	高橋 誠喜
委員	齋藤 清博
委員	土門 万寿
委員	伊藤 主良
委員	今野 賢一
委員	本間 雅春
委員	石垣 勇一
委員	池田 一

右岸上流地区

委員長	村上 匡
委員	高橋 甚平
委員	齋藤 悦郎
委員	阿部 俊雄
委員	村上 徳義
委員	池田 秋夫
委員	小松 正志

下流地区

委員長	石垣 敏勝
委員	今野 龍治
委員	石垣 茂
委員	石垣 久悦
委員	小田 嘉一
委員	原慶三
委員	佐藤 秀昭

高瀬川洗沢川地区

委員長	佐藤 秀一
委員	高橋 昭二
委員	高橋 逸亮
委員	小見山 貢誠
委員	菅原 讓誠
委員	高橋 喜一郎
委員	菅原 清悦
委員	鈴木 正則
委員	本間 寿一
委員	石垣 一
委員	鈴木 一

中山間地区

委員長	堀 秀徳
委員	伊藤 富雄
委員	阿部 浩亮
委員	菅原 靖一
委員	白崎 清一
委員	佐藤 孝悦
委員	金野 重行
委員	佐藤 重行

換地評価委員会

杉沢地区	委員長	榊原 一男
前田地区	委員長	高橋 昭二
山地区	委員長	榊原 一男
大楯地区	委員長	高橋 昭二
畑地区	委員長	高橋 昭二
上戸地区	委員長	佐藤 秀一

広報委員会

委員長	高橋 昭二
副委員長	高橋 正樹
委員	大谷 光橋
委員	村上 徳義
委員	小田 原慶三
委員	本間 清悦
委員	石垣 正則

用排水調整委員会に各地区の管理委員が加わります

令和7年度 一般会計の賦課額

(単位：円/10a)

経常賦課金		賦課額 3,800		納期 5月30日(金)	各地区の合計額 (経常+事業)
月光川地区 事業賦課金 3,450	維持管理費 (月光川地区) 1,000	月光川左岸地区	事業賦課金 3,200	10月30日(木)	11,450
		月光川右岸・上流地区	事業賦課金 3,500		11,750
		高瀬川・洗沢川地区	事業賦課金 3,400		11,650
		県営月光川下流地区	事業賦課金 600		16,200
		ほ場整備事業	7,950 償還金 7,350		
たら林地区		事業賦課金 2,000			5,800
中山間地区		事業賦課金 200			4,000

経常賦課金は前年度と同額

月光川下流地区内の畑は上記償還金の80%負担

月光川下流地区内の字うるしそねについては、上記償還金の33.6%負担

事業賦課金は耕作者の負担

事業賦課金は、令和6年度から耕作者に賦課しています。賃貸借契約を結んでいても、土地改良区に届出がない場合は、これまで通り所有者へ賦課することになります。また秋に精算する契約としている場合は、届出は不要です。

月光川下流地区の償還金は、これまで通り所有者へ賦課します。(令和7年度で完済予定)

賦課金徴収率100%達成

令和6年度の賦課金を納入いただきありがとうございました。皆様のご理解とご協力により全課目において100%納入されました。

令和7年度の賦課金についても、期日を確認の上、お忘れなく納入いただきますよう、お願いいたします。

令和7年度 決済金について

土地改良区区域内の田、畑を転用して地区除外する場合は、農地転用等の申請書並びに地区除外申請書の提出が必要です。関係地区の総代と現地調査の上、転用に対する意見書を交付します。その際、維持管理分を決済金として納入していただくことになります。

土地改良区に申請を行わずそのままにしておくと、翌年度も賦課を課せられますのでご注意ください。

(単位：円/10a)

区 分	金 額	内 訳
維持管理分	76,000	経常賦課金の20ヵ年分

※決済金とは、残有農地を所有(耕作)する他の組合員が過重負担にならないように、施設の維持管理費を一時払いし、地区から除外するものです。

令和6年7月25日～26日発生 豪雨災害被災農地・土地改良施設の復旧状況について

令和6年7月25日～26日の大雨により当管内においても甚大な被害が発生しましたが、被災した農地及び農業用施設並びに土地改良施設について、国の災害復旧事業により遊佐町産業課が事業主体となり、令和7年度の作付けに支障が無いよう優先度の高い施設より復旧工事を進めております。

なお、現在施工中の県営農地整備事業地区内で発生した被災箇所については、山形県庄内総合支庁農村整備課より復旧工事を進めていただいております。

【管内土地改良施設の復旧状況】

・下野沢揚水機場	(R7-4-23 完成) (R8-3-31 完成予定)	ポンプ・モーター補修、電動弁、補器類更新 倒伏フェンス補修、建屋・除塵機・電動弁ピット防水対策工事
・西通川揚水機場	(R7-7-18 完成予定) (R8-3-31 完成予定)	電気盤更新、ポンプ・モーター補修、電動弁、補器類更新 建屋内洗浄、建屋・除塵機・電動弁ピット防水対策工事
・各種電動分割弁	(R8-3-31 完成予定)	電動分割弁更新、防水対策工事



(下野沢揚水機場ポンプ・モーター補修機材搬入・据付工事)

県営月光川地区 かんがい排水事業 令和7年度 月光川土地改良区 配水計画

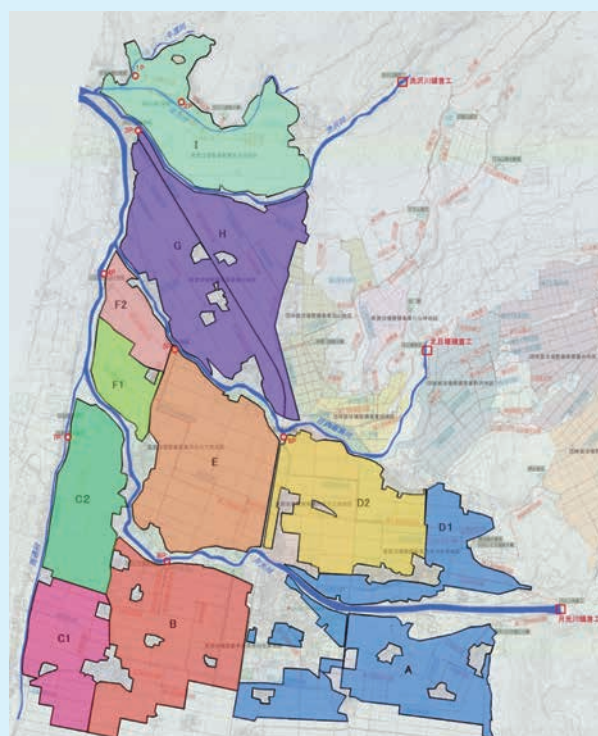
月光川土地改良区利水調整規程による、令和7年度配水計画を決定しましたのでお知らせいたします。管内の農業用水は河川法に基づく『許可水利権』の水利使用規則により取水し、配水計画を策定しております。

① 各施設における最大取水量及び取水期間

区分	期間 4月26日から 5月10日まで	5月11日から 9月5日まで	9月6日から 翌年4月25日まで	年間最大 取水量
月光川頭首工	3.687m ³ /s	3.176m ³ /s	0.894m ³ /s	44,690m ³ /s
第4号揚水機		0.112m ³ /s		
第5号揚水機		0.648m ³ /s		
第6号揚水機		0.210m ³ /s		
第7号揚水機		0.323m ³ /s		
第8号揚水機		0.732m ³ /s		
北目堰	0.779m ³ /s	0.657m ³ /s	0.150m ³ /s	8,410m ³ /s
第3号揚水機		0.177m ³ /s		
洗沢川頭首工	0.470m ³ /s	0.398m ³ /s	0.125m ³ /s	5,790m ³ /s
第1号揚水機		0.028m ³ /s		
第2号揚水機		0.216m ³ /s		

② 配水ブロック

用排水調整委員会名	ブロック名	取水河川名
左岸地区用排水調整委員会	A、B、C1、C2	月光川、西通川
右岸上流地区用排水調整委員会	D1、D2	月光川、高瀬川
高瀬川洗沢川地区用排水調整委員会	G、H、I	高瀬川、洗沢川、滝瀬川、牛渡川
下流地区用排水調整委員会	E、F1、F2	月光川、高瀬川



こんなときは必ず届出を

次の場合は土地改良区への届出が必要です。

- (1) 組合員の変更をしていただく場合
 - ・農地の売買、交換、贈与等を行ったとき。
 - ・賃借権の設定、解除の際に組合員を変更するとき。(中間管理機構も含む)
 - ・農業者年金の受給などのため経営を移譲したとき。
 - ・組合員が亡くなられたとき。
- (2) 組合員の住所変更や口座振替の場合の名義変更または口座番号を変更したとき。
- (3) 土地改良区管理施設を他の目的に使用するとき。
- (4) 農地を転用するとき。
- (5) 公共事業等で農地が買収されたとき。
- (6) 賦課金を耕作者が納付するとき。

経常賦課金・特別賦課金の耕作者納付を希望される方は、所有者と耕作者が合意の上で、農用地利用集積計画の写しを添付して、土地改良区まで申請をお願いします。

尚、耕作権を解約した時、更新しない時は、届け出をお願いします。

(4)と(5)は、地目変更となるため決済金を納めていただくことになります。

※農業委員会、法務局等の手続きとは別に、土地改良区への届出(台帳等の修正の為)が必要です。

詳細は、土地改良区までお問い合わせください。
(☎72-3131)

総代永年勤続表彰

任期満了に伴い、今期で勇退されました畑の本間三喜弥さんに本区褒賞規程により感謝状と記念品を贈呈いたしました。

5期20年の長きにわたり土地改良事業に尽力いただき、心から感謝申し上げます。



女性理事が就任されました



理事 佐藤 久美

今回の役員改選で員外理事として就任されました。

女性の視点から、土地改良区運営のお役に立てればと思います。よろしくお願いします。

賦課金徴収にご理解を

土地改良区は組合員から納めていただく賦課金で運営されております。賦課金は公租公課にあたり、組合員には納入の義務があります。賦課金の未納がありますと、借入金の償還がなくなるなど健全な運営に支障が生ずるだけでなく、他の組合員にも迷惑をかけることになります。納期まで納入できない方は、総務課までご相談ください。

ゴールデンウィーク 期間中の対応について

水が出ない、水圧が弱い、給水栓の破損の連絡は、

090-9037-4923

に電話してください。

当番職員が対応します。ただし、給水栓の破損については、業者さんの修理日が決まっているため、即日の修理が出来ない場合は、仮復旧で対応させていただきます。

あとがき

昨年7月の豪雨で、農作業関連施設や中山間地域の農地を中心に甚大な被害を受けましたが、幸いにも行政の迅速な対応により復旧工事が進み、何とかこの春を迎えることができました。本当に有り難い事です。

今年の冬は全国的には大雪になりましたが、当地域は例年より少ないように思います。水は全ての物に恵みをもたらしますが、時には昨年のように害を及ぼす時もあります。今年も恵みの水になって、皆が笑顔で秋を迎えられるようお願いいたします。

(高橋委員長)

